

寄付控除について

福岡市への寄付金は、所得税と個人住民税で控除を受けることができます。

個人住民税については、2千円を超える部分の寄付金額について、従来の寄付金控除相当額に加え、個人住民税所得割の1割程度を限度に税額控除できます。

寄付金を払い込み後に、福岡市から「寄附金受領証明書」をお送りしますので、確定申告の際に、「寄附金受領証明書」を添付した確定申告書を管轄の税務署に提出してください。

寄付から控除手続きの流れ

